



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉権利擁護に関する検討委員会を開催
- 2021 年の介護保険制度改正に向けた要望書を提出（市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会）

◇ 制度・施策等の動き

- 令和 2 年度予算を閣議決定
- 第 9 回 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
- 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書を公表（厚生労働省）
- 社会保障審議会介護保険部会（第 86、87、88 回）を開催（厚生労働省）
- 成年後見制度利用促進専門家会議第 4 回中間検証ワーキング・グループを開催（厚生労働省）



◇全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉権利擁護に関する検討委員会を開催

12 月 25 日、本会の調査研究委員会として設置している「地域福祉権利擁護に関する検討委員会」（委員長：田山輝明早稲田大学名誉教授）の令和元年度第 1 回委員会を開催しました。

委員会には、成年後見制度利用促進や日常生活自立支援事業の現状について共有したほか、千葉県鴨川市社協及び京都市社協から成年後見利用促進に係る中核機関としての事業・活動等に関する実践報告を受け、今後の権利擁護支援の取り組みについて協議を行いました。

委員からは、当事者の意見を中核機関の運営や事業に反映させる必要性や社会福祉法人・福祉施設との連携、日常生活自立支援事業の体制強化の必要性等について意見があがりました。

2021 年の介護保険制度改正に向けた要望書を提出（市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会）

地域福祉推進委員会の市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会（以下、幹事会）は、令和元年 12 月 13 日厚生労働省へ 2021 年の介護保険制度改正に向けた要望書を提出しました。

幹事会は、これまで行われた 2 回の議論をふまえ、下記のとおり要望しています。要望書の全文については「社協の杜」HP に掲載しています。

社協の杜 <https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/shakyo/index.php?s=1>

1. 地域包括支援センターについて

- ①業務量に応じた人員体制、財源確保
- ②自立支援に資する介護予防プラン策定の推進
- ③包括的支援体制構築の推進

2. ケアマネジメントについて

- ①介護支援専門員の処遇改善
- ②ケアマネジメントに係る利用料負担の導入への反対

3. 総合事業について

- ①住民主体の生活支援サービスを広げる取り組みのさらなる推進
- ②各地域の創意工夫を伸ばすため、単価設定や対象者等を弾力化

4. 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ①軽度者への生活援助サービス等を総合事業に移行することへの反対

5. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ①処遇改善のため基本報酬の引き上げ
- ②正規職員を雇用できるような制度設計・報酬設定
- ③ICT の導入支援



6. サービスの基盤整備

- ①住宅系サービスも含めた計画的な基盤整備
- ②セーフティネット維持のための対策
- ③通所介護を地域福祉の拠点としていくための検討

7. 認知症施策の推進

- ①地域で支える仕組みづくり
- ②権利擁護支援体制の整備を推進

8. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ①地域共生社会の実現に向けた施策の推進

☆制度・政策等の動き

令和 2 年度予算案を閣議決定

本日、令和 2 年度の政府予算案が閣議決定され、総額 32 兆 9,861 億円（前年度比 1 兆 220 億円増）となる厚生労働省の予算案が示されました。

予算案では、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む 2040 年代を見据え、人生 100 年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むことを重点事項としています。このなかで、「安全・安心な暮らしの確保等」に関する柱として「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現」が掲げられています。

なお、地域福祉関連のポイントとしては、以下の点があげられます。

■断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】…38 億円（前年度 28 億円）

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な支援体制の整備のため、昨年度に引き続き包括的支援体制にかかるモデル事業の拡充をとおして、市町村等の創意工夫ある取組への支援の拡充を図ることとされています。

■生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化…489 億円の内数（439 億円の内数）

ひきこもり状態にある方や長期無業者など、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応するため、自立相談支援のアウトリーチの充実や就労準備支援事業等の実施体制の整備促進、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化等について、以下の予算が盛り込まれています。

①アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【新規】…35 億円

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに設置し、ひきこもり状態にある方などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験や就労訓練先の開拓・マッチングを進める。

②就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進【新規】…6 億円



就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

③ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等【一部新規】

…12 億円（5 億円）

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門チームをひきこもり地域支援センターに設置し、専門チームの意見を踏まえて、管内市町村を巡回するセンターの支援員が、ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関へのアドバイスや、当事者への支援を行う。

④ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進【一部新規】…1.2 億円（1.2 億円）

ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関の支援員向けに、支援手法等に係る研修を実施し、より質の高い支援ができる人材を養成する。

■成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】…8 億円（3.5 億円）

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進します。また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図ることとされています。

■介護保険制度による介護サービスの確保ー地域支援事業の推進…267 億円（267 億円）

包括的支援事業の推進として予算が計上されています。このなかで、生活支援の充実・強化について、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進するとともに、新たに高齢者の就労的活動をコーディネートする人材の配置を推進することとしています。

■災害時における福祉支援体制

災害時における福祉支援体制の整備推進【一部新規】…462 億円の内数（436 億円の内数）

要配慮者に対し、避難所等での避難生活における生活機能の低下などの二次被害を防止するため、災害派遣福祉チームの組成や保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討等、平時から支援体制の整備を推進します。また、災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進することとしています。

また、被災者に対する見守り・相談支援等の実施として 13 億円（11 億円）が計上されており、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援することとしています。

社協のみなさまにおかれましても成年後見制度における中核機関の受託や、体制整備にかかる事業、災害時における福祉支援体制の整備に向けた事業等への取り組みについて、積極的にご検討をいただきますようお願いいたします。



予算案の概要・詳細については、厚生労働省ホームページに公表されています。

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokanyosan/index.html>

あわせて「社協の杜」に掲載しております厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課の資料を下記 URL よりご参照ください。

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/index.php>

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめに向けて協議（厚生労働省）

12 月 10 日、厚生労働省は「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」（座長：宮本太郎 中央大学教授）の第 9 回会議を開催しました。11 月 18 日に開催された第 8 回会議では最終とりまとめの「素案」を基に協議が行われましたが、その結果を踏まえ、第 9 回会議では最終とりまとめ案が示されました。

このなかで、市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業の創設が掲げられています。また、新たな事業の実施に要する国の補助についても、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進することとしています。

出席者からは、市町村の任意事業と位置付けられたことで自治体間による取り組みの格差が生じることや、子ども・子育て分野など相談支援の一体的な実施に伴い専門的な支援が薄れることなどへの懸念が示されるなど、報告書への反映を求める意見が出されました。宮本座長から、こうした意見をもとに、検討会の最終報告書を取りまとめることを確認し、閉会しました。

12 月 16 日に開催された第 24 回社会保障審議会福祉部会では、検討会の最終とりまとめ案について報告されました。出席者からは全体としての方向性については賛意が示されるとともに、包括的な支援体制の構築に向けて、商工業など多様な分野との協働・連携や、災害対応を含めた体制整備の促進などの意見が出されました。

これらを踏まえ、最終とりまとめが公表されました。

検討会の資料および最終とりまとめについては以下の URL からご覧ください。

厚生労働省 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html

「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書を公表（厚生労働省）

12 月 10 日、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」（座長：田中滋 埼玉県立大学理事長）の第 6 回会議の協議が行われました。厚生労働省は、本検討会の協議結果を踏まえ報告書を取りまとめ、12 月 13 日に公表しました。

本検討会は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域生活課題への対応に向けて、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくことめめざし、社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について検討を重ね、その結果を提言としてとりまとめて



います。

報告書は、「社会福祉法人の連携・協働化の方法」「社会福祉法人を中核とする非営利連携法人」「連携・協働化に向けた今後の課題」の3つの柱で構成されています。

「社会福祉法人の連携・協働化の方法」では、具体的な推進方法に、社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携が取り上げられ、連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を推進するなど、社協のより積極的な活用が重要になると指摘されています。

「社会福祉法人を中核とする非営利連携法人」では、良質かつ適切な福祉サービスの提供や社会福祉法人の経営基盤を強化するための連携・協働化の選択肢を増やすため、社会福祉法人を中核とした非営利連携法人の制度の創設が提案されています。その業務は、社会福祉事業は対象とならず、①地域共生社会の実現に向けた連携、②災害対応に係る連携、③福祉人材確保・育成、④本部事務の集約や生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援、⑤社会福祉法人への貸付、の5つが対象業務として示されています。

社会福祉法人間の連携については、都道府県域、市町村圏域のいずれにおいても社協が存在している意義と必要になる機能をより積極的に発揮していくことが重要になるなか、こうした新たな連携法人の創設の必要性に疑問が残ります。一方、社会福祉事業以外の地域における公益的な取組等では、多機関協働のさらなる推進に向けてこうした仕組みを活用する可能性の検討も必要になるといえます。

社協と施設経営法人が同じ社会福祉法人として連携・協働することは、地域共生社会の実現に向けた各施設法人の事業展開とともに、社協の組織事業基盤の強化にも通じるものです。各市区町村段階でのお取組を進めていただきたくお願いいたします。

検討会の資料については以下の URL からご覧ください。

厚生労働省 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04399.html

社会保障審議会介護保険部会（第 86、87、88 回）を開催（厚生労働省）

介護保険部会については、前回の No.24 で既報以降、第 86 回、87 回、88 回が開催され、それぞれ以下の開催日とテーマで協議が行われました。第 88 回部会では、報告書の素案が示され、総合事業の対象者の対象者の弾力化（要介護認定を受けた人への拡大）、ケアマネジャーの処遇改善、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保等が盛り込まれました。また、持続可能な制度の構築に関して論点となっていた、ケアマネジメントに関する自己負担の導入や軽度者への生活援助サービスの総合事業への移行に関しては、今回の改正では実施せず、引き続き検討することが適当との考え方が示されました。

回数	開催日	議題
第 86 回	11 月 27 日	(1)「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の検討状況（報告） (2) 介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け（報告） (3) 保険者機能 (4) 論点ごとの議論の状況
第 87 回	12 月 5 日	(1)「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめ (2) 論点ごとの議論の状況



第 88 回	12 月 16 日	(1)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)の検討状況について(報告) (2)「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ (3)とりまとめに向けた議論
--------	-----------	--

今後、12 月中に部会の協議内容のとりまとめが行われ、来年の通常国会に改正法案が提出される予定です。

部会の資料等については、以下をご確認ください。

86 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08085.html

87 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08242.html

88 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08392.html

成年後見制度利用促進専門家会議第 4 回中間検証ワーキング・グループを開催（厚生労働省）

12 月 26 日、厚生労働省は「成年後見制度利用促進専門家会議第 4 回中間検証ワーキング・グループ」を開催しました。今回は、「制度の周知、不正防止の徹底と利用しやすさの調和」をテーマとし、厚生労働省から現在の取り組み状況等の説明を受け、下記の論点をめぐって議論が行われました。

【検討 テーマ 4】不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

I 制度の周知

- ・任意後見、補助、保佐等の成年後見制度の周知

V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等

<制度の周知>

- ① 任意後見、補助、保佐等の周知及び相談体制の強化 について、どのような方策が考えられるか。また、どのような点に留意すべきか。

<不正防止と利用しやすさの調和>

- ② 現在の不正の状況、各機関による不正防止の取組状況を踏まえ、不正防止を更に徹底していくため、どのような方策が考えられるか。特に、移行型任意後見契約について、その運用状況や実態を踏まえ、どのような不正防止策が考えられるか。
- ③ 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の普及や運用について、留意すべき点があるか。

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

市区町村社会福祉協議会

≪配信元≫

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp